

1 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画について

- 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例（平成21年（2009年）第17号）に基づき策定する計画
- 計画に基づき「犯罪を誘発する機会を減らすための取組」や「犯罪被害者等への支援」などの安全で安心なまちづくり等を実施
- 現在は第3次基本計画により各取組を実施（計画期間：令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度））

2 第3次基本計画の振り返り

(1) 計画体系

【基本目標】条例第1条 犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現			
基本方針1 自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める	基本方針2 みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる	基本方針3 犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める	基本方針4 犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する
基本施策1 ①広報啓発 ②子どもの防犯力向上 ③女性の防犯力向上 ④高齢者等の防犯力向上	基本施策2 ①地域防犯活動促進 ②連携体制の充実 ③地域での子どもの見守り ④女性の犯罪被害防止 ⑤高齢者等の犯罪被害防止	基本施策3 ①市民が行う環境整備促進 ②防犯に配慮した公共施設整備 ③子どもに配慮した環境整備 ④歓楽街の環境改善 ⑤暴力団等の排除	基本施策4 ①広報啓発 ②総合的対応窓口 ③経済的な負担軽減 ④精神的被害回復の支援
主な取組 ①出前講座 ②パネル展・街頭啓発 ③安全・安心ハンドブック ④女性の防犯ハンドブック ⑤特殊詐欺被害防止の取組	主な取組 ①ながら防犯 ②子ども110番の家支援 ③地域安全サポーターズ ④表彰制度 ⑤犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会	主な取組 ①防犯カメラ設置補助 ②街路灯や公園等の整備 ③地下鉄駅等の安全対策 ④迷惑行為等の防止 ⑤暴力団等の排除推進	主な取組 ①職員研修 ②市民セミナー共催 ③相談窓口設置・情報提供 ④犯罪被害者等支援制度

(2) 成果指標

- 基本目標の実現に向けて進捗状況を把握するために設定

成果指標	基準値	目標値	実績値
1 刑法犯認知件数	11,718件 (H30年)	9,000件 (R6年)	11,263件 (R5年)
2 自ら犯罪に遭わないよう防犯意識をもって暮らしている市民の割合	89% (R元年度)	95% (R6年度)	85.2% (R5年度)
3 地域で防犯活動を行っている市民の割合	7.5% (R元年度)	25% (R6年度)	10.8% (R5年度)

(3) 重点テーマ：子どもの安全

- 子どもは大人に比べ、自分自身で犯罪による被害を回避することが容易でなく、犯罪被害に遭うことはその後の成長・発達に重大な影響を及ぼす恐れがあることから重点的に取組を推進

重点取組	目標値	実績値
1 「子ども110番の家」関連講座の実施 (防犯関連講座の実施回数)	合計10回 (R2年度～R6年度)	合計17回 (R2年度～R5年度)
2 ながら防犯の推進 (ながら防犯活動の登録人数)	合計10,000人 (R2年度～R6年度)	6,837人 (R4年度～R5年度)
3 町内会の防犯カメラ設置に対する補助金 (防犯カメラの設置台数)	合計500台 (R2年度～R6年度)	合計278台 (R2年度～R5年度) ※H30年度～R5年度合計407台

3 検討に用いる現状・課題

- (1) 犯罪情勢への対応
- 本市では、平成13年（2001年）をピークに刑法犯認知件数が減少を続けていたが、令和4年（2022年）から増加
 - 近年の刑法犯認知件数の増加は、新型コロナウイルス感染症の影響から社会経済活動が回復し、人流が増加したことが一因とみられる
 - 刑法犯認知件数のうち、窃盗犯が全体の約7割を占めており、中でも自転車盗の増加が著しく、コロナ禍前を上回る認知件数となっている
- (2) 防犯に関する市民意識
- ア アンケート調査
- 調査目的
犯罪や防犯活動等に対する市民の意識や課題等を把握し、基本計画やその他事業の検証を行うため実施
 - 調査対象
15歳以上の札幌市民（年代別の計480人）
 - 調査期間
令和5年（2023年）7月11日～令和5年（2023年）7月21日
 - 調査方法
インターネットアンケート
- イ アンケート結果（抜粋）
- 札幌市が「犯罪の被害に遭わずに安全に安心して暮らせるまち」だと思ふ人の割合が**増加**【そう思う、どちらかといえばそう思う】
令和2年度（2020年度）：38.1% → 令和5年度（2023年度）：46.0%
 - 自ら犯罪に遭わないよう、常に防犯意識をもって暮らしている人の割合は**ほぼ横ばいで推移**【常に意識している、どちらかといえば意識をしている】
令和2年度（2020年度）：90.7% → 令和5年度（2023年度）：85.2%
 - 地域で防犯活動を行っている人の割合の**増加**【行っている】令和2年度（2020年度）：5.2% → 令和5年度（2023年度）：10.8%
 - 地域で行う防犯活動に興味がある人の割合は**ほぼ横ばいで推移**【興味がある】令和2年度（2020年度）：41.7% → 令和5年度（2023年度）：42.3%
 - 地域で行う防犯活動に参加しやすくなる条件は**参加しやすさを重視**
約40%が「好きな時間や参加頻度を選べること」や「参加の仕方がわかりやすいこと」を選択
- (3) 国・道の動き
- 「世界一安全な日本」創造戦略2022において、「子ども・女性・高齢者等全ての人が安心して暮らすことのできる社会環境の実現」を主な施策として位置付け、積極的に以下の取組を推進することとされている
- ①児童虐待、子どもの性被害防止対策の推進
- ②ストーカー・DV、性犯罪等に対する対策の推進
- ③防犯カメラの活用や防犯ボランティア活動の活性化等を図るための取組の推進
- ④犯罪被害者等への各種支援の一層の推進
- 近年、SNSで実行犯を募集する手口による強盗（以下「闇バイト」という。）や特殊詐欺事案が深刻化しており、令和5年（2023年）3月17日に国から闇バイト及び特殊詐欺事案に係る緊急対策プランが発出
 - 令和5年度（2023年度）の北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議において、闇バイト対策が「喫緊に取組むべき課題」として位置付け
- (4) 社会的な機運への対応
- 犯罪被害者等支援に特化した条例の制定を求める社会的な機運の高まり

4 第4次基本計画策定までのスケジュール

- 令和6年（2024年）3月、（仮称）札幌市犯罪被害者等支援条例の制定と同時に審議会へ諮問。令和6年度（2024年度）の審議会での議論を踏まえ、パブリックコメントを実施し、令和7年度（2025年度）からの運用開始を予定
- 審議会での審議は、令和6年（2024年）5月から同年9月までの間に、計3～4回を想定